

第 38 回災害対策本部会議

日 時	令和 2 年 2 月 17 日 (月) 14 : 00
場 所	庁議室
出席者	市長、吉崎副市長、菅野副市長、教育長、各部局長

【部局長報告】

○生活環境部長

- ・被災家屋等の解体撤去に係る受付等の状況について、先週 2 月 10 日の週で 51 件の相談件数があり、1 月 14 日から合計 590 件である。申請件数は、先週 2 月 10 日の週で 19 件であり、1 月 14 日から合計 151 件である。申請件数 151 件のうち、116 件 76.8% で現地調査が終了した。本日付けで 10 件の交付通知を送付予定である。
- ・衛生処理センター（第二処理施設）について、2 月 14 日（金）に仮復旧により再開した。

○保健福祉部長

- ・被災者生活支援について、現在民間借り上げ住宅等に居住されている被災者 606 世帯のうち、約 4 割となる 240 世帯が高齢者世帯であるので戸別訪問等を継続して対応していく。
- ・福島県は義援金の第二次配分が委員会で決定した。500 万円ほどの配分がきたので 3 月中旬を目安に市の義援金と併せて第二次の交付を行いたい。
- ・入浴支援については、予定どおり 2 月 14 日をもって終了した。
- ・介護保険サービス利用者自己負担金及び障害福祉サービス等の自己負担額について、支払猶予しているところである。

○農林部長

- ・農業被害状況については、国の農業査定や、農家の皆様からの見積書などが取りまとまって被害額が精査され、約 25 億円の被害状況である。

○都市整備部長

- ・被災建築物における市街化調整区域への移転許可基準の新設について、許可申請対象者は、被災時に所有及び使用していた者、移転できる土地を市街化調整区域内に有していない者、居住もしくは事業継続が困難である者が対象となり、半壊以上の判定を受けた建築物、自己居住用又は自己業務用建築物が対象となる。申請区域の条件として、自己居住用住宅の場合、申請者もしくはその親族が被災日以前から所有している土地、50 戸以上の建築物が連担している区域内もしくは大規模既存集落内であること。自己業務用建築物の場合、用途指定の定まっている区域に接し、かつ移転する建築物の用途が接している用途地域の用途、地区計画、市の構想等に適合、高速道路インターチェンジから半径 300m 以内の区域が条件である。申請期限は令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 10 月 12 日までの発災日から 3 年間を予定している。現在 20 件の相談を受け付けている。
- ・被災者に対する移転促進支援事業について、補助対象者は、半壊以上の被害を受けた者、郡山市立地適正化計画における居住促進区域内に家屋を新築又は購入し、転居した者等の条件を全て満たす者で、市が定めた居住促進区域内に転居するため、家屋を新築又は購入に要する経費の、2 分の 1 以内の額とし、1 件あたり 20 万円を限度として補助を実施する。事業期間は、令和 2 年 2 月 12 日から令和 4 年 3 月 31 日までを予定しており 1 件の相談を受け付けている。

○建設交通部長

- ・被災者の民間借り上げへの入居状況等について、県から通知があり令和2年5月末日で応急借り上げ住宅の新規の受付終了を予定している。

【市長から】

- ・義援金等については、広く感謝の意を周知する方法を検討してください。社会福祉協議会のボランティアについても併せて確認してください。
- ・郡山鉄工団地協同組合へ台風第19号に係る説明会をスポットで実施してください。